

藤岡市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要
領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成12年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、
入札及び契約の適正化、適正な施工体制及び下請契約の確立並びに適正な施
工の確保のための事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 市長は、法第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関す
る法律施行令(以下「令」という。)第5条の規定による当該年度に発注さ
れることが見込まれる公共工事で、予定価格が250万円を超えるものの見
通しに関する事項を公共工事の発注見通しに関する事項の公表(様式第1
号)により公表するものとする。

2 前項の公表は、契約検査課が取りまとめ、行うものとする。

(入札及び契約に係る情報の公表の様式)

第3条 令第7条第1項の規定による公表は、様式第2号により行うものとす
る。

2 令第7条第2項各号の規定による公表は、次の各号に掲げる様式により行
うものとする。

- (1) 様式第3号(一般競争入札参加に必要な資格)
- (2) 様式第4-1号(一般競争入札の参加者名簿)
- (3) 様式第4-2号(一般競争入札の不認定者名簿)
- (4) 様式第5号(指名競争入札における指名業者名簿及び理由)
- (5) 藤岡市入札結果等の公表要領様式第2号(入札者名簿及び入札金額、落
札者の名称及び落札金額)
- (6) 様式第6号(地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に関する
公表)
- (7) 様式第7号(地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に関する
公表)
- (8) 様式第8号(総合評価競争入札を行った場合の公表)
- (9) 様式第9号(契約締結に関する公表)
- (10) 様式第10号(随意契約を行った理由の公表)

3 令第7条第3項の規定による公表に関する様式は、様式第9号により行う
ものとする。

(施工体制の適正化)

第4条 監督員は、受注者が下請負人と契約を締結したときは、法に基づく適正な施工体制を確保するため、次の書類を提出させなければならない。

- (1) 施工状況報告書（様式第11号）
- (2) 施工体制台帳（様式第12号）の写し
- (3) 施工体系図（様式第13号）の写し
- (4) 再下請負通知書（様式第14号）の写し

2 監督員は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに下請施工状況変更届（様式第15号）を提出させなければならない。

- (1) 新たに下請契約を締結したとき
- (2) 下請契約を解除したとき
- (3) 請負金額を変更したとき
- (4) 既に提出されている書類に変更が生じたとき
（工事实績情報の登録）

第4条の2 監督員は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、受注者に一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工又は訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成させ、受注時は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に、竣工時の登録は工事完成検査合格後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をさせなければならない。

2 監督員は、受注者に一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を保管させ、検査時に検査員に提示させなければならない。

（再生資源の利用及び利用促進）

第4条の3 監督員は、受注者が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年省令第19号）第9条第1項に規定する土砂、碎石、加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、契約後速やかに再生資源利用計画書又は一般財団法人日本建設情報総合センター（COBRIS）が発行する建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）を提出させなければならない。

2 監督員は、受注者が建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年省令第20号）第8条第1項に規定する指定副産物を搬出する場合は、契約後速やかに再生資源利用促進計画書又は一般財団法人日本建設情報総合センター（COBRIS）が発行する建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計

画)を提出させなければならない。

3 監督員は、受注者に再生資源利用計画書を提出させた場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書又は一般財団法人日本建設情報総合センター(COBRIS)が発行する建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画・実施)を提出させなければならない。

4 監督員は、受注者に再生資源利用促進計画書を提出させた場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用促進実施書又は一般財団法人日本建設情報総合センター(COBRIS)が発行する建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画・実施)を提出させなければならない。

(建設発生土の処理計画)

第4条の4 監督員は、受注者が建設発生土を処理する前に残土運搬処理実施(変更)計画書(様式第13号)を提出させなければならない。

2 監督員は、受注者が建設発生土を処理した場合は速やかに建設発生土処理報告書(様式第14号)を提出させなければならない。

(公表の方法)

第5条 公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 契約検査課窓口で簿冊を閲覧する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。